

意見等募集の結果について

案 件	茨木市水道・下水道等事業経営戦略（案）について
結果の公表場所	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページ ・ 水道部総務課窓口（福祉文化会館 2 階） ・ 情報ルーム（市役所南館 1 階） ・ 北辰出張所 ・ 中央図書館、中条図書館、水尾図書館、庄栄図書館、穂積図書館
意見募集期間	平成30年12月 1 日から12月25日まで
意見提出件数	<p style="text-align: center;">2 人</p> <p style="text-align: center;">22 件</p> <p style="text-align: center;">（うち賛否のみ 0 件、対象外 1 件）</p>
意見募集時 公表資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 茨木市水道事業経営戦略（案） ・ 茨木市下水道等事業経営戦略（案）
結果公表日	平成31年 2 月 4 日
担当課	<p>水道部 総務課 企画係 電 話：072-620-1690 F A X：072-623-1918 Eメール：suidosomu@city.ibaraki.lg.jp</p> <p>建設部 下水道総務課 総務係 電 話：072-620-1665 F A X：072-620-1735 Eメール：gesuidosoumu@city.ibaraki.lg.jp</p>

提出された意見等及び市の考え方

茨木市水道事業経営戦略（案）・下水道等事業経営戦略（案）に対する意見

No.	頁	意見の概要	市の考え方
1	-	両戦略を広報いばらきトピックス記事として掲載されたい。	経営戦略を策定した旨について、広報いばらきへの掲載を検討いたします。
2	-	両戦略を「合本編綴」にされたい。	上下水道は各々独立した経営を行っておりますことから、両戦略の合本はいたしません。

茨木市水道事業経営戦略（案）に対する意見

1 第5章 今後の取組み

No.	頁	意見の概要	市の考え方
3	52	水道事業ビジョンを踏まえた実行計画の文脈中、上下水道を統合、茨木市上下水道局を組織されたい。	経営戦略（案）に記載のとおり、窓口手続きの一元化など市民サービスの向上を図るため、本市下水道事業との連携強化を図ってまいります。なお、本市の上下水道組織の一元化については、課題の検証を行ってまいります。

2 第6章 経営戦略の事後検討・更新等

No.	頁	意見の概要	市の考え方
4	53	1. 計画の推進と点検・進捗管理の方法の文脈中、経営戦略の「見える化」を推進されたい。	経営戦略（案）に記載のとおり、目標の達成状況や見直した経営戦略をホームページ等で公表いたします。

茨木市下水道等事業経営戦略（案）に対する意見

3 第1章 下水道等事業経営戦略策定の趣旨と位置付け

No.	頁	意見の概要	市の考え方
5	1	「2. 位置付け」文脈中、国土交通省「新下水道ビジョン加速戦略」17年策定との関係性を説明されたい。	「経営戦略」は、総務省の要請により策定するものです。一方で、国土交通省が策定した「新下水道ビジョン加速戦略」は、国が実施すべき重要項目および基本的施策を取りまとめたものであり、自治体ごとの公営企業の経営に直接関連するものではないことから、原文のままとします。

4 第2章 下水道等事業の種類及び下水道施設の現状

No.	頁	意見の概要	市の考え方
6	5	当該計画では「下水道等事業経営戦略」とされている。P.5では「特定地域生活排水処理浄化槽事業」も市が設置及び維持管理と記載されているのに、なぜ「特定地域生活排水処理浄化槽事業」の記載がないのですか（収支計画書もない）	P.5 は下水道等の各事業の解説を記載しています。「特定地域生活排水処理事業」は、事業費も大きくなく、利用者の意向に基づき設置するものであることから、特に記載はしていませんが、P.34、P.36 の収支の表には浄化槽事業を含んだ額を掲げています。ただし、P.29 の表 5-5 には、含まれていませんので、その旨を明記します。
7	7	「中央処理区及び山手台排水区等」の記載について、下水道法の解説による汚水を示しているなら「中央処理区及び山手台処理区等」では。	山手台排水区も中央処理区の一部であり、誤解を招く恐れがあるため、「中央処理区」とします。
8	9	3. (1) 文脈中、浸水対策や地震対策が危惧される。丁寧な記述をされたい。	P.9 は、本市で想定される災害を記載しています。なお、浸水対策や地震対策の概要については、P.25 の投資計画に記載しております。
9	10	耐震結果において「重要な幹線等」の延長及び耐震の不足する延長について、下水道管全てが含まれているのですか。	本市で位置付けた「重要な幹線等」に該当する管路について記載しています。

10	13	「排水量の増加で相殺される」について、P. 32で一般家庭と事業所の処理単価に違いがあるので排水量の相殺は判るが、使用料が減ずるのはおかしいのでは。	ご指摘を踏まえ、「経営戦略の計画期間である 2019 年度から 2028 年度までの下水道使用料は、節水意識の向上や節水機器のさらなる普及により、家庭からの排水量は減少する一方で、彩都地区等での大規模な開発計画に伴う事業所からの排水量の増加が見込まれることから、横ばいで推移していく予想としています。」に改めます。
11	14	「将来世代へ先送りしないように努めます。」について、減価償却費と企業債の関係を考えると「経費の負担を抑制し、過度な負担を将来世代へ……」では。	ご指摘を踏まえ、「……、支払利息の費用を減らし、過度の負担を将来世代へ先送りしない……」に改めます。
12	17	「老朽化が進んでいないと判断できます」について、後段の投資計画で事業量（費）を推定となっていることを考えると「判断」ではなく「推定」では。	市の見解を示していますので、原文のままとします。

5 第3章 今後の事業環境と課題

No.	頁	意見の概要	市の考え方
13	19	「適切な時期に改築等」については、「改築・更新等」では。	改築「等」に更新も含んでおりますので、原文のままとします。
14	20	「適正な下水道等使用料水準」について、「適正な下水道等使用料の構成・水準」では。	下水道等使用料については、水道料金のような口径別の料金設定ではありませんので、原文のままとします。

6 第5章 投資・財政計画

No.	頁	意見の概要	市の考え方
15	25	浸水対策で「安威ポンプ場におけるポンプの増強等」について、P. 8の計画排水量を上回るものをお考えですか、それならほかのポンプ場についても何故記載がないのですか。何故安威ポンプ場だけですか。他のポンプ場は大丈夫ですか。	計画排水量に満たないポンプ場については、計画排水量まで増設する予定です。経営戦略（案）の記述については、「安威ポンプ場等」に改めます。
16	32	「分流式下水道」について、分流式下水道の何に対するのか明確に。	分流式下水道の建設に要する経費を意味しています。

17	34	「退職給付費」について、実質黒字の時点から何故計上されないのか。	地方公営企業法の一部適用期間は一般会計で全額負担することとしており、全部適用については現時点において未定であるため、退職給付費は計上しておりません。
18	36	資本的支出について、他市の計画等を見ると企業会計の収支を図る上で減価償却費の8割程度の事業費を上限として多く見られるが、本計画では現状の8割増の事業費に対して人件費が増加しないのはなぜですか。	職員給与費については、現状の体制を維持するものとして算出していますが、事業費増に伴う必要額は、事務費に一定額を見込んでいます。

7 第6章 今後の取り組み

No.	頁	意見の概要	市の考え方
19	39	雨水処理に要する費用については「一般会計…進めてまいります」について、もっと具体的に「有収水量の減による使用料収入の減少に伴い下水道使用料の料金体系及びその構成比率を検討して経営の安定を図ります。」などでは。	経営戦略計画期間の10年間は、現行の料金体系で、安定的な経営が図れると考えておりますので、原文のままとします。
20	39	汚水処理に要する費用については「私費負担・・・まいります。」について、減価償却費を含めて考えると起債は適正なものであり、この考えでは、現在の使用者が将来の投資に対して総て負担する事になるので表現を変更すべきでは。	下水道等事業の経営全体として、経営の安定性や持続性を考慮しながら起債の発行に取り組むことが必要であり、将来世代に過度の負担が掛からないよう、企業債に依存しすぎない経営を行うことが重要と考えておりますので、原文のままとします。
21	39	1. (4) 文脈中、地方公営企業法を全面適用されたい。	経営戦略（案）に記載のとおり、地方公営企業法の全部適用については、その課題の検証を行います。

8 その他質問等

No.	頁	意見の概要	市の考え方
22	—	空白ページを無くしてもらいたい。	紙面の構成の都合上、止むを得ず空白ページを設けております。